

# レンタルサーバサービス利用契約約款

## 第1章 総則

### 第1条 (約款の適用)

1. このレンタルサーバサービス利用契約約款(以下「本約款」といいます。)は、ファーストサーバ株式会社(以下「当社」といいます。)が提供するレンタルサーバサービスの各シリーズ(以下「基本サービス」といいます。)またはこれに付随するオプションサービス(以下「オプションサービス」といいます。なお、以下「基本サービス」と「オプションサービス」を併せて「本サービス」といいます。)の利用者である法人または個人(以下「契約者」といいます。)と当社との間において、本サービスの利用に関する一切の契約(以下「利用契約」といいます。)に対して適用するものです。
2. 当社が特定のオプションサービスについてその利用にかかる契約約款(以下「オプション約款」といいます。)を別途定める場合、当該オプションサービス利用の範囲においては、オプション約款が本約款に優先し適用されます。ただし、オプション約款に特段定めのない事項については、本約款が適用されます。
3. 別記 2 に定める基本サービス・シリーズ別特約は、其々のシリーズの利用にかかる特約を定めたもので、契約者が利用する基本サービスのシリーズにより当該特約が本約款の一部として適用されます。
4. 当社のウェブページ等において当社が公開するまたは個別に通知若しくは提供等する本サービスの機能説明、利用方法に関する説明、注意事項及び制限事項等(以下「説明書等」といいます。)は、本約款の一部を構成するものとし、本サービスの利用に適用されます。
5. 契約者は利用契約の申込前に必ず本約款の内容を確認し、利用契約の申込を行うに際しては本約款の内容を承諾したものとします。したがって、本サービスの利用は、本約款の内容を契約者が承諾していることを前提としています。

### 第2条 (約款の変更)

1. 当社は、15 日間の予告期間において変更後の契約約款の内容を契約者に対して通知することにより本約款を変更することができるものとします。
2. 契約者と当社とは、前項の予告期間経過時に変更後の契約約款の内容に同意したものとみなします。
3. 第1項の規定にかかわらず、新サービスの提供開始に伴う契約約款の規定追加等、契約者がすでに同意した定めになんらの変更を生じない本約款の変更については、契約者に通知することなく当社の裁量により行うことができるものとします。

### 第3条 (通知)

1. 当社から契約者への通知は、書面、電子メールまたはホームページへの掲載等、当社が適当と判断する通信手段によります。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールまたはホームページへの掲載により行う場合には、当該通知は、インターネット上に配信された時に到達したものとします。

## 第2章 利用契約

### 第4条 (利用契約の成立)

1. 利用契約の申込は、当社所定の方法に従ってこれを行うものとします。
2. 利用契約は、前項に定める申込につき当社が審査を行い、承諾し、承諾通知を発信したときに成立するものとします。

### 第5条 (承諾しない場合)

1. 当社は、利用契約の申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は申込者に何らの通知をすることなく、申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 利用契約の申込に際し、虚偽の届出をした場合
  - (2) 申込者が利用契約上の義務を怠るおそれがあると当社が判断した場合
  - (3) 申込者が未成年者等に該当し、申込に際して法定代理人等の同意等を得ていない場合
  - (4) 当社の競合他社等、事業上の秘密を調査する目的で契約を行う場合
  - (5) 申込者が日本国内に本サービス利用の拠点を持たない場合
  - (6) 申込者が反社会的勢力である場合
  - (7) 第25条(契約者の責に帰すべき事由によるサービスの停止)のいずれかの事由に該当するおそれがある場合
  - (8) 本サービスのうち法人用として定められるサービスにおいて、申込者が個人である場合
  - (9) その他当社が利用契約の締結を適当でないと判断した場合
2. 契約成立後に、契約者が前項に定める事由のいずれかに該当することが判明した場合、当社は何らの通知または催告をすることなく本サービスを停止しその利用契約を解約できるものとします。

### 第6条 (提供期間)

1. 基本サービスの提供期間は別途定めるとおりとします。
2. オプションサービスは基本サービス提供期間中のみ提供します。

### 第7条 (サービス仕様と利用の環境)

1. 本サービスの詳細な仕様は、当社ウェブページ等において別に定めるものとします。
2. 契約者は、自らの責任と費用において端末機器等のハードウェア、インターネット接続回線の確保等、本サービスの利用に必要な環境を整備するものとします。

### 第8条 (サービス仕様の変更)

1. 当社は本サービスに関してサービス仕様の改良、追加、削減等の変更を行うことがあります。契約者はこれを予め承諾するものとします。
2. 当社は、前項に定めるサービス仕様の変更を行う際は、契約者へその旨事前通知をしますが、緊

急の場合はこの限りではありません。

### 第3章 料金

#### 第9条 (料金の支払い)

1. 契約者は、当社所定の方法で当社の指定する支払期日までに本サービスの利用料金(以下、初期費用及び月額費用を含む)を支払うものとします。なお、支払にかかる手数料は、契約者の負担とします。
2. 本サービスの利用開始後は、本約款に別に定める場合を除き、理由の如何にかかわらず当社は受領した本サービスの利用料金を返金しません。

#### 第10条 (違約金及び遅延損害金)

1. 契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合、契約者は、免れた額の2倍に相当する額を違約金として別途支払うものとします。
2. 契約者が本サービスの利用契約に基づく金銭債務の履行を怠り支払が遅延した場合、契約者は、当該遅延の期間について年率14.5%の遅延損害金を別途支払うものとします。

### 第4章 契約者の義務

#### 第11条 (情報等の提供)

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり当社が指定する契約者の情報(以下「契約者情報」といいます。)について正確かつ真実の情報を所定の方法により提供するものとします。
2. 契約者は、本サービスに必要な書類を当社の定める書式、方法及び期日にそって提出するものとします。なお、当該書類の提出にかかる費用は契約者の負担とします。
3. 契約者情報に変更があった場合、契約者は、当社の定める書式及び方法により7日以内に当社に到達するよう通知をするものとします。
4. 本条各項の違反に起因し発生した通知の不到達、サービス提供の遅延、その他契約者に生じる不利益について当社は何らの責任を負いません。

#### 第12条 (ドメイン名)

1. 契約者は、本サービスの利用において、契約者が正当な使用権利を有するドメイン名(以下「基本ドメイン名」といいます。)を使用するものとします。
2. 契約者は、自らの責任と費用負担において、基本ドメイン名が常に有効な状態であるように維持しなければなりません。
3. 当社は、サービス開始時に本サービス利用の準備、初期設定のために納品用ドメイン名をサーバに設定し契約者に提供しますが、当該ドメイン名は、当社所定の期間経過後、削除され使用できなくなります。

#### 第 13 条 (ID及びパスワード)

1. 契約者は、当社が提供した管理者用アカウント、ユーザーID およびパスワード(以下、「ID 等」といいます。)を自らの責任において管理するものとします。ID 等を漏洩、紛失した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
2. 契約者は、ID 等により本サービスが利用されたときには、契約者自身の利用とみなされることに同意します。ただし、当社の故意または重大な過失により、ID 等が第三者に利用された場合はこの限りではありません。
3. 契約者は、ID 等が第三者によって不正に使用(以下「不正使用」といいます。)された場合には、直ちに当社に対してその旨を連絡するものとします。
4. 当社は、ID 等の漏洩、不正使用から生じた如何なる損害についても一切の責任を負わないものとします。ただし、当該漏洩または不正使用が当社の故意または重大な過失に起因する場合はこの限りではありません。
5. 契約者の本サービス利用におけるセキュリティー確保の為、当社は、緊急の場合を含みいかなる場合であっても、電話による ID 等の確認または再発行の請求には、応じません。紛失等により ID 等の確認または再発行が必要な場合、契約者は、当社が別途定める方法によりこれを請求するものとします。

#### 第 14 条 (ドメインネームサーバの指定)

1. 契約者は、自らの責任において速やかに基本ドメイン名(契約者が本サービスの利用に際しその他利用するドメイン名がある場合は、本項の解釈においてのみ当該ドメイン名を含む)について、当社指定のネームサーバ情報を設定するものとします。
2. 契約者は、当社の事前の承諾なしに前項の設定を変更しないものとします。

#### 第 15 条 (サービスの利用)

1. 契約者は、本約款(第 1 条第 4 項の定めにより説明書等を含む)にそって本サービスを利用するものとします。
2. 前項に違反しない場合であっても当社が本サービスの利用に関し契約者の使用方法等が不適切であると判断し、その是正を要請した場合、契約者は当社の要請に従い適切な対処を行うものとします。
3. 契約者が本サービスを利用し情報発信する場合、契約者は、経由するすべてのネットワークの規則及び当該情報を受信する各国の法令等による規制を受けることを理解し、その遵守に責任を負うものとします。
4. 契約者はインターネットの利用上の慣習に従い、第三者と共有するインターネットを相互に快適に利用することにつとめるものとします。
5. 契約者は本サービスの利用に際し第三者による不正アクセス、情報破壊行為、情報を不正に取得する行為等を認識した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。

#### 第 16 条 (データ等の保管およびバックアップ)

1. 契約者は、本サービスが本質的に情報の喪失、改変、破壊等の危険が内在するインターネット通信網を介したサービスであることを理解した上で、サーバ上において利用、作成、保管記録等するファイル、データ、プログラム及び電子メールデータ等の全て(以下「契約者保有データ」といいます。)を自らの責任において利用し、保管管理し、且つ、バックアップをするものとします。
2. 当社は、システム保安上の理由等により、契約者保有データを一時的にバックアップする場合があります。ただし、当該バックアップは、契約者データの保全を目的とするものではなく、当社が契約者からの当該バックアップデータの提供要求に応じる場合であっても、当社は、当該データの完全性等を含め何らの保証をしません。
3. 契約者が契約者保有データをバックアップしなかったことによって被った損害について、当社は損害賠償責任を含め何らの責任を負わないものとします。

#### 第 17 条 (第三者ソフトウェアの使用条件の遵守)

1. 本サービスの一部として第三者が保有するソフトウェア等(以下、別記 3 に規定の当該第三者を「ライセンサー」といい、ソフトウェア等を「ライセンスソフト」といいます。)が含まれる場合、契約者は別記 3 に規定の使用条件に合意し、これを遵守するものとします。
2. 前項に定めるライセンサーからの使用許諾を維持する為に必要な範囲において、当社は、契約者情報(個人情報を含む)をライセンサーに開示できるものとし、契約者は当該開示を承諾するものとします。

#### 第 18 条 (その他の責任)

1. 契約者は、本サービスの利用に関連し生じた第三者との間の紛争または紛争のおそれ(以下「紛争等」といいます。)の一切について、その性質にかかわらず、自らの責任と費用をもってこれを解決するものとします。
2. 契約者は、自らの責任と費用において、本サービスの不意の事故に備えた措置を講じておくべきものとします。

#### 第 19 条 (禁止事項)

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 説明書等において定めた利用の制限事項に違反する行為
- (2) 国内外の諸法令に違反するおそれのある行為
- (3) 当社または第三者の権利(著作権を含む知的財産権、プライバシー権、名誉権等を含むがこれに限りません)を侵害する、またはそのおそれのある行為
- (4) 風俗、アダルトに関する情報、未成年者や青少年に有害な情報、またはそれらに類すると判断される情報を発信する行為
- (5) 犯罪行為その他の違法行為を幫助、教唆、助長する行為
- (6) 不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、ウィルス発信行為、その他当社または第三者の運用するコンピュータ等に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為
- (7) 「迷惑メール」を送信する行為
- (8) その他公序良俗に反する、またはそのおそれのある行為

(9) 前各号のいずれかに該当する行為がみとめられる第三者のサイトへリンクをはる行為

#### 第 20 条（第三者によるサービスの利用）

1. 契約者が本サービスを第三者に利用させる場合、契約者は当該第三者に本約款の各条項に同意させ遵守させるものとし、当該第三者の利用に関して一切の責任を負うものとし、
2. 契約者がその顧客に本サービスを再販する場合、契約者は予め電気通信事業法第 16 条（電気通信事業の届出）第 1 項に規定する必要な手続きを経なければならないものとし、
3. 再販による本サービスの提供は、本サービスにかかる契約者と当社との利用契約が有効であることを前提とするものであり、利用契約が終了した場合、再販による提供も終了するものとし、

#### 第 21 条（再販にかかる制限）

1. 契約者がその顧客に本サービスを再販する場合、適法かつ適切に行うものとし、契約者は、本サービスにかかる利用契約の趣旨に反してその提供を行ってはならないものとし、
2. 契約者の顧客からさらに第三者に対して本サービスを再販することはできません。したがって、契約者はその顧客に対し、第三者に対する本サービスの提供を許諾することはできません。
3. 当社は契約者に対し、本サービスの提供に関する代理権を付与するものではなく、契約者は当社の代理人として法律行為を行う権限を有せず、また、当該権限を有するかのような表示を行ってはならないものとし、

#### 第 22 条（再販にかかる責任）

1. 契約者の顧客による本サービスの利用は、当社との関係においては契約者自身の利用とみなすものとし、契約者は顧客による本サービスの利用につき一切の責任を負うものとし、
2. 契約者の顧客による本サービスの利用により当社に損害が生じた場合、契約者は当社に対し当該損害について賠償するものとし、
3. 契約者が本サービスを顧客に提供するにあたり、契約者と顧客またはその他の第三者との間で紛争が生じた場合、すべて契約者の責任と費用において解決するものとし、本サービスの停止、中止、廃止等による顧客に対する対応についても同様とします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により発生した場合についてはこの限りではありません。

### 第 5 章 契約の変更

#### 第 23 条（契約上の地位の譲渡）

1. 契約者は、自らの契約上の地位を譲渡することはできません。
2. 相続または法人の合併等により契約者の地位が承継された場合、当該地位を承継した契約者は、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとし、ただし、契約者が死亡した場合、当社は第 31 条（当社からの解約）の定めにより利用契約を解約する場合があります。
3. 前項の場合、当社は、第 5 条（承諾しない場合）に準じ利用契約を解除することがあります。
4. 当社は、契約者に通知することにより利用契約上の地位を譲渡することがあります。

## 第 24 条 (契約内容の変更)

1. 契約者が利用契約の種類及び内容等を変更しようとするときは、当社所定の方法により、当社に対し変更を申し出るものとし、当社が当該申出について承諾する旨の通知を発信した時に、変更の効力が生じるものとします。ただし、第 5 条(承諾しない場合)第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、当社は変更を承諾しない場合があります。
2. 前項の変更により、本サービスの利用料金が減少する場合であっても、当社は支払済みの利用料金の返還等はしません。
3. 第 1 項に定める変更により、本サービスの利用料金が增加する場合には、効力発生日より新料金を適用するものとし、その該当サービス期間における残期間分の金額(差額)を当社が指定する日までに支払うものとします。

## 第 6 章 サービスの停止等

### 第 25 条 (契約者の責に帰すべき事由によるサービスの停止)

当社は、契約者が次の項目のいずれかに該当する場合には、利用契約に基づくサービスの提供を何ら事前に通知または催告することなく停止できるものとします。

- (1) 利用契約に基づくサービスの料金、割増金または遅延損害金等を支払期限が経過してもなお支払わない場合
- (2) 第 4 章(契約者の義務)に定める義務に違反する、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
- (3) 本約款に定める義務に違反した場合
- (4) その他当社が契約者として不適当と判断した場合

### 第 26 条 (サービスの緊急停止)

1. 契約者による本件サービスの利用が当社のシステムに著しい負荷や障害を与え、正常なサービス提供が行えないと当社が判断した場合、当社は、本サービスを強制的に緊急停止できるものとし、契約者はこれを承諾するものとします。
2. 前項の規定は、契約者による本サービスの利用が合法的でかつ技術的に正しい内容で行われた場合であっても、あるいは、契約者の利用が当社のために違反しない場合であっても適用されるものとします。
3. 契約者が著しい損害を受ける可能性を当社が認識した場合、契約者に通告なく、本サービスの緊急停止を行う場合があります。契約者は、このような緊急停止があることを承諾するものとします。
4. 契約者は、第 1 項及び第 3 項に定める緊急停止により契約者保有データが喪失、破壊される場合があることを理解し、当社に対し当該喪失、破壊に基づく損害賠償等の請求をしないものとします。ただし、当社の故意または重大なる過失による場合はこの限りではありません。
5. 当社は、契約者からのサービスの緊急停止要請に関しては、原則としてこれを受付けません。

6. サービスの緊急停止をしなかったことによって契約者が損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

#### 第 27 条（設備等に起因するサービス提供の停止または中止）

1. 当社は次の各号の一に該当する場合には利用契約に基づくサービスの提供を停止または中止することがあります。
  - (1) 当社または当社が利用するシステム、電気通信設備等の保守上または工事上やむを得ないとき
  - (2) 当社または当社が利用するシステム、電気通信設備等にやむを得ない障害が発生したとき
  - (3) 当社以外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を停止または中止することにより利用契約に基づくサービスの提供を行うことが困難になったとき
2. 当社は前項各号の規定によりサービスの提供を停止または中止するときは事前にその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第 28 条（サービスの廃止）

当社は、契約者に対し 2 ヶ月前までの事前通知をすることにより本サービスの一部または全部を廃止できるものとします。本項に基づく本サービスの廃止の場合、当該サービスにかかる利用契約は、サービス廃止の日をもって当然に終了します。

### 第 7 章 契約の更新及び終了

#### 第 29 条（契約の更新）

1. 利用契約は、契約者から当社所定の方法により、当社の定める期日までに更新をしない旨の意思表示がないときは、同条件で更新されるものとし、その後も同様とします。
2. 契約者は更新に必要な利用料金を、当社が別途指定する方法に従い、当社の定める期日までに支払うものとします。

#### 第 30 条（契約者からの解約）

1. 契約者は、当社所定の方法により当社に通知することにより利用契約を将来に向かって解約することができます。
2. 第 27 条（設備等に起因するサービス提供の停止または中止）の規定に基づき本サービスが停止または中止された場合で、且つ、当該停止または中止により本サービスの利用目的を達成することができない場合、契約者は、所定の方法にて当社に通知することにより利用契約を将来に向かって解約することができます。本項に基づく解約の場合、当社が契約者の通知を受領した日を解約日とします。
3. 契約者が第 2 条（約款の変更）に基づく本約款の変更を承諾できない場合、契約者は、所定の方法にて当社に通知することにより利用契約を将来に向かって解約することができます。本項に基づく解約の場合、当社が契約者の通知を受領した日を解約日とします。

### 第 31 条（当社からの解約）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には契約者に何らの通知または催告をせずに利用契約を解約することができます。

- (1) 第 25 条(契約者の責に帰すべき事由によるサービスの停止)各号のいずれかに該当するとき
- (2) 成年後見の開始、または死亡のとき
- (3) 本約款に基づく義務を遂行することができなくなったとき
- (4) 本契約の履行に関し、不正もしくは不当な行為のあったとき、または本契約を維持しがたい不信行為があったとき
- (5) 仮差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立のあったとき
- (6) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (7) 手形、小切手につき不渡り処分を受けたとき、または支払の停止があったとき
- (8) 監督官庁から営業停止もしくは営業許可の取消処分を受けたとき、または営業を廃止したとき
- (9) その他資産、信用、または支払能力等に重大な変更を生じたとき

### 第 32 条（契約終了後のデータ等）

1. 終了事由の如何にかかわらず利用契約が終了した場合には、当社はサーバ内に残存する契約者保有データを返還または保管等する義務を負わず、契約者に何らの通知等を行うことなくこれを削除できるものとします。
2. 前項に基づく削除によって、契約者が損害を被った場合であっても、当社は何らの責任を負わないものとします。

## 第8章 その他

### 第 33 条（返金）

1. 第 9 条第 2 項の定めにかかわらず、当社は、契約者に対し本サービスの利用料金を次の各号のいずれかに該当する場合にのみ返金します。なお、返金額の算出方法は、各号に定めるとおりとし、当該算出過程において生じる小数点以下は、その都度切り捨てるものとします。

- (1) 第 30 条(契約者からの解約)の第 2 項もしくは第 3 項に基づく解約の場合、または、第 28 条(サービスの廃止)に基づく契約の終了の場合

$$\text{返金額} = \text{月額費用} \times 12 \text{ヶ月} \div 365 \text{日} \times \text{残存契約日数}$$

なお、残存契約日数は、解約日または終了日の翌日から契約満了の日までの日数をいいます。

- (2) 第 27 条(設備等に起因するサービス提供の停止または中止)によりサービスが一時停止し契約者が 24 時間を越えて継続的に本サービスの利用ができない場合で当該停止が当社の単独の責に帰すべき事由による場合

$$\text{返金額} = (\text{月額費用} \div 30 \text{ 日}) \times (\text{停止時間} \div 24 \text{ 時間})$$

なお、返金額が一万円未満の場合、利用契約期間を停止時間と同等の時間延長することで返金に替えるものとします。

(3) 別記 1(サービスレベルとその保証にかかる特約)に定める要件に該当する場合

2. 契約者が解約日または利用不可能な状態が発生した日から1ヶ月以内に返金の請求をしない場合、当社は前項に定める返金の義務を免れるものとします。
3. 利用契約成立後、サービスの利用可能期間の初日に当社の責に帰すべき事由によりサービスを利用できない場合、当該初日から実際にサービスの利用が可能となった日までの日数分、利用期間を延長するものとします。

#### 第 34 条 (秘密保持および個人情報の保護)

1. 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者の秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、法令に基づく開示要請、または、行政当局若しくは司法当局からの開示要請を受けた場合、当社は、契約者の承諾なく当該要請に応じ秘密情報を開示できるものとします。
2. 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者の個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」及び「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」に従って取り扱います。
3. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成 13 年法律第 137 号)に定める開示請求があった場合、前 2 項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。
4. 契約者は、当社が契約者に別途通知することなく、販売促進またはサービス向上の目的で契約者情報および利用契約にかかる情報を利用することに同意します。
5. 第 1 項の定めにかかわらず、当社は、サービスの安定稼働、障害の解消またはセキュリティ確保のために必要な場合に限り、当社の選定する業務委託先、データセンターサービスを当社に提供する者または別記 3 に記載のライセンサー(以下、総称して「委託先等」といいます。)に契約者の利用するサーバ領域にアクセスさせ、または、契約者の利用するサーバ環境に関する情報を委託先等に対し提供できるものとします。本項に基づく情報提供等に際し、当社は、提供する情報等を必要最小限に限定し、且つ、委託先等に対し適切な秘密保持および個人情報保護の義務を課すものとします。

#### 第 35 条 (免責)

1. 当社は、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能、商品的価値、有用性を有すること、及び、不具合が生じないことを含め、本サービスに関して明示的にも黙示的にも一切の保証を行いません。
2. 本サービスの利用により生じる結果及び本サービスを用いて行った行為の結果について、その理由の如何にかかわらず当社は契約者に対して何らの責任を負いません。
3. 本サービスのコースにより、迷惑メールフィルタリング機能が本サービスの標準機能として提供される場合があります。その場合、当該機能によるフィルタリング結果の有用性、合理性、妥当性を

含め、当社は当該フィルタリングに関して一切の保証を行いません。また、当該フィルタリングが行われたこと又は行われなかったことに起因し契約者又は第三者に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

4. 当社は、システムの過負荷、システムの不具合によるデータの破損・紛失に関して一切の責任を負いません。
5. 当社は、契約者による利用サービスの変更または解約等により生じたデータの破損・紛失等について一切の責任を負いません。
6. 当社は、本サービスに関連して生じた契約者および第三者の結果的損害、付随的損害、逸失利益等の間接損害について、それらの予見または予見可能性の有無にかかわらず一切の責任を負いません。
7. 本サービスの種類により、当社は契約者に対し、試用の目的に限り利用を認めるサービス、その他無償のサービスを提供する場合があります。契約者がこれらのサービスを利用することにより生じた契約者または第三者に対する損害については、それが直接損害であるか間接損害であるかにかかわらず、また、その予見もしくは予見可能性の有無にかかわらず、当社は一切の責任を負いません。
8. 本条第2項から第6項の規定は、当社に故意または重過失が存する場合または契約者が消費者契約法上の消費者に該当する場合には適用しません。

#### 第36条（損害賠償額の制限）

本サービスの利用に関し当社が損害賠償義務を負う場合、契約者が当社に本サービスの対価として支払った総額を限度額として賠償責任を負うものとします。

#### 第37条（協力義務）

本約款に定めのない事項について疑義が生じた場合、当社と契約者は、誠意をもって協議し、解決するものとします。

#### 第38条（準拠法及び裁判管轄）

本約款は、日本法に基づき解釈されるものとし、本約款に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 別記1 サービスレベルとその保証にかかる特約

#### 第1条（サービスレベルの保証と返金）

1. 当社は、当社が別に定めるサービスレベルの保証対象サービスにつき、契約者が利用する基本サービスの稼働率が100%に満たなかった場合、次の方法により算出される金額(以下「返金額」といいます。)を契約者に対し返金します。なお、返金額において1円に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てるものとします。

$$\text{返金額} = \text{基本サービス月額費用} \times \text{返金率}$$

2. 前項の返金額算出に用いられる月額費用は基本サービスにかかる月額費用とし、オプションサービスにかかる月額費用は含まれないものとします。

- 第 1 項の返金額算出の際、基本サービス月額費用に消費税は含まれないものとします。
- 第 1 項の返金額算出に用いられる返金率は、次に定めるとおりとします。

稼働率	返金率
99.99%以上 100%未満	基本サービス月額費用の 5%
99.90%以上 99.99%未満	基本サービス月額費用の 10%
97.99%以上 99.90%未満	基本サービス月額費用の 25%
90.00%以上 97.99%未満	基本サービス月額費用の 50%
90.00%未満	基本サービス月額費用の 100%

## 第 2 条 (稼働率)

- 前条の稼働率は、次に定める方法により算出します。なお、稼働率における小数点第三位以下は切り捨てるものとします。

$$\text{稼働率} = (\text{月間稼働時間} - \text{月間停止時間}) \div \text{月間稼働時間} \times 100$$

- 前項の月間稼働時間および月間停止時間は、次に定めるとおりとします。
  - 「月間稼働時間」とは、契約者の利用する本サービスの用に供するサーバを対象とし、本サービス利用当月における当該サーバの合計稼働時間をいいます。
  - 「月間停止時間」とは、契約者の本サービス利用当月において、サーバまたはネットワーク機器の故障により WWW サービスが完全に利用できない合計時間をいいます。
- 第 1 項の月間稼働時間および月間停止時間の測定は、契約者独自の方法によるものではなく、当社所定の方法により行うものとします。なお、いずれの時間も 1 分単位でカウントするものとします。

## 第 3 条 (月間停止時間の例外)

前条に定める月間停止時間は、次の各号のいずれかに該当する事由に基づく場合を含まないものとします。

- 第 25 条(契約者の責に帰すべき事由によるサービスの停止)各号による停止に基づく場合
- 第 26 条(サービスの緊急停止)第 1 項および第 3 項による停止に基づく場合
- 第 27 条(設備等に起因するサービス提供の停止または中止)第 1 項各号による停止に基づく場合
- 当社管理外の DNS サーバ障害によりアクセスできないことに基づく場合
- 第三者からの不正アクセスやクラッキング等の不法行為による障害に基づく場合
- 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できないことに基づく場合

## 第 4 条 (返金手続)

- 契約者は、第 1 条に基づく返金を希望する場合、返金対象月の翌月 20 日(当社休業日の場合は前営業日)までに当社に対し当社所定の方法により返金請求を行うものとします。当該期限までに返金請求が行われない場合、返金請求にかかる権利は消滅します。
- 前項の返金請求は、請求時において利用契約が有効に存続していることを前提とします。既に利

用契約が終了している場合、当該請求をすることはできません。

3. 当社は、第 1 項に基づく契約者の返金請求に対し、返金対象に該当するかどうかについて審査を行います。当該審査の結果、返金対象と判断される場合、当社は契約者に対し、返金請求月の翌月 20 日(金融機関の休業日の場合は翌営業日)までに当社所定の方法により返金額を支払うものとします。
4. 本サービスの利用にかかる更新費用等、契約者の当社に対する支払債務が弁済期にある場合、当社は前項に基づく返金額の支払債務と契約者の支払債務とをその対当額において相殺することができるものとします。

## 別記 2 基本サービス・シリーズ別特約

### 第 1 条 (ビジネス・シリーズ)

1. レンタルサーバサービス利用契約約款(以下「原約款」といいます。)第 12 条第 3 項及び第 14 条第 1 項は、ビジネス・シリーズの利用契約には適用されません。
2. 原約款第 29 条第 1 項の定めにかかわらず、ビジネス・シリーズの利用契約更新の意思表示は、更新に必要なサービス利用料金の支払いをもってするものとします。当社の定める期日までに更新に必要なサービス利用料金の支払いが無い場合、利用契約は当然にその満了日をもって終了し、当社は、サービスの提供を停止します。

### 第 2 条 (デルタ1/デルタ2/デルタ3・シリーズ)

1. 原約款第 12 条及び第 14 条は、デルタ 1/デルタ 2/デルタ 3・シリーズ(以下、本条において「本シリーズ」といいます。)の利用契約には適用されません。
2. 本シリーズの利用にあたっては、契約者の利用するサーバ環境にかかる管理者権限(サーバ環境の設定、管理、メンテナンス等を行うことのできる管理者としての権限をいう)は、契約者に付与されます。したがって、契約者は、以下の各号を含めるサーバ運営管理の一切を自らの責任において行うものとします。
  - (1) サーバ環境の設計及び構築
  - (2) 適切なサーバ環境の各種設定、および、適正なサーバ環境の維持
  - (3) 自らが必要と判断する場合は、サーバにかかる各種ログ等の取得
  - (4) 障害発生の検知等を含めるサーバ環境の稼動状況の監視
3. 前項に定める契約者の義務の履行又は不履行に起因して当社または第三者に損害を与えた場合、契約者は当該損害を賠償するものとします。
4. 契約者が本シリーズの利用に際し、ハードウェア設備またはネットワーク回線に関する障害を検知した場合、契約者は、当社の定める手段により当該障害にかかる調査または復旧を当社に対し、請求することができるものとします。
5. 原約款第 33 条第 1 項第 2 号に定めるサービス一時停止による返金については、以下のとおり読み替えるものとします。
  - (2) 契約者がハードウェア設備又はネットワーク回線に関する障害を検知し、当社に対し本シリーズ特約第 4 項に定める調査又は復旧を請求した後 24 時間を越えて継続的に本サービスの利用ができない場合で当該停止が当社の単独の責に帰すべき事由による場合

$$\text{返金額} = (\text{月額費用} \div 30 \text{ 日}) \times (\text{停止時間} \div 24 \text{ 時間})$$

なお、返金額が一万円未満の場合、利用契約期間を停止時間と同等の時間延長することで返金に替えるものとします。

6. 本シリーズのハードウェアリブートの機能(以下「リブート」といいます。)の利用により契約者の利用するサーバ環境の各種設定並びに保存記録等された各種データ、プログラム、その他の記録等の一部または全部が破損または喪失する可能性があります。契約者は、当該可能性を承諾した上で当社の定める手段に沿って当社に対しリブートの実行を申請するものとします。
7. 契約者は、自らが契約した本シリーズを第三者に再販してはなりません。

### 第 3 条 (デルタビジネス1・シリーズ)

原約款第 12 条及び第 14 条は、デルタビジネス 1・シリーズの利用契約には適用されません。

### 第 4 条 (セレクト・シリーズ)

1. 原約款第 12 条及び第 14 条は、セレクト・シリーズ(以下、本条において「本シリーズ」といいます。)の利用契約には適用されません。
2. 本シリーズの利用にあたっては、契約者の利用するサーバ環境にかかる管理者権限(サーバ環境の設定、管理、メンテナンス等を行うことのできる管理者としての権限をいう)は、契約者に付与されます。したがって、契約者は、以下の各号を含めるサーバ運営管理の一切を自らの責任において行うものとします。
  - (1) サーバ環境の設計及び構築
  - (2) 適切なサーバ環境の各種設定、および、適正なサーバ環境の維持
  - (3) 自らが必要と判断する場合は、サーバにかかる各種ログ等の取得
  - (4) 障害発生の検知等を含めるサーバ環境の稼動状況の監視
3. 前項に定める契約者の義務の履行又は不履行に起因して当社または第三者に損害を与えた場合、契約者は当該損害を賠償するものとします。
4. 契約者が本シリーズの利用に際し、ハードウェア設備またはネットワーク回線に関する障害を検知した場合、契約者は、当社の定める手段により当該障害にかかる調査または復旧を当社に対し、請求することができるものとします。
5. 原約款第 33 条第 1 項第 2 号に定めるサービス一時停止による返金については、以下のとおり読み替えるものとします。

- (2) 契約者がハードウェア設備又はネットワーク回線に関する障害を検知し、当社に対し本シリーズ特約第4項に定める調査又は復旧を請求した後 24 時間を越えて継続的に本サービスの利用ができない場合で当該停止が当社の単独の責に帰すべき事由による場合

$$\text{返金額} = (\text{月額費用} \div 30 \text{ 日}) \times (\text{停止時間} \div 24 \text{ 時間})$$

なお、返金額が一万円未満の場合、利用契約期間を停止時間と同等の時間延長することで返金に替えるものとします。

6. 本シリーズのハードウェア ON/OFF の機能(以下「ON/OFF」といいます。)の利用により契約者の利用するサーバ環境の各種設定並びに保存記録等された各種データ、プログラム、その他の記録等の一部または全部が破損または喪失する可能性があります。契約者は、当該可能性を承

諾した上で当社の定める手段に沿って当社に対し ON/OFF の実行を申請するものとします。

## 第5条 (EC-CUBE クラウドサーバ)

- 「EC-CUBE クラウドサーバ」(以下「EC-CUBE」といいます。)の利用においては、下記に定めるオープンソースライセンスである GNU General Public License(以下「GPL」といいます。)が本約款に優先して適用されます。「EC-CUBE」の利用者は、GPL に定める条件の全てを承諾し、遵守するものとします。

GPL(原文※注)

<http://www.gnu.org/licenses/gpl-2.0.html>

※注 日本語訳

<http://www.opensource.jp/gpl/gpl.ja.html.euc-jp>

- GPL に特段の定めのない事項については、本約款が適用されます。
- EC-CUBE(セルフマネージド版)については、次の各号の定めを適用します。
  - 基本サービス・シリーズ別特約第 2 条を準用します。
  - 原約款第 28 条中「2 ヶ月前」とあるのは、「50 日前」と読み替えるものとします。

## 別記 3 ライセンスソフト

	ライセンサー	ライセンスソフト	ライセンサー別特約
1	パラレルス株式会社 (以下「パラレルス」といいます。)	Parallels(R) PleskPanel 採用シリーズ (デルタビジネス1・ シリーズ)	(1) ライセンスソフトの利用に際し、契約者は以下の各号の全てを承諾するものとします。 ① パラレルスは、ライセンスソフトについて、一切の保証をしないこと。 ② 契約者がライセンスソフトの使用に関連し、何らかの損害を被った場合でも、パラレルスに対し、損害賠償請求を含む一切のクレームを申し立てないこと。 ③ 契約者はライセンスソフトの複製、改変、頒布、譲渡、貸与、二次的派生物の作成を行わないこと。 ④ 契約者はライセンスソフトのリバース・エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブル等の一切の解析を行わないこと。 ⑤ 契約者はパラレルスの著作権、特許権、商標権及びその他知的所有権にかかる表示を削除または変更しないこと。
2	Microsoft Operations Pte. Ltd. (以下「マイクロソフト」といいます。)	マイクロソフト ソフトウェア製品 採用シリーズ及びコース (デルタ2・シリーズ Windows2003 コース、	(1) ライセンスソフト(ライセンスソフトに組み込まれたイメージ、写真、アニメーション、ビデオ、音声、音楽、テキストおよびアプレット等の素材、ならびにマニュアル等の説明書を含み、以下同様とします。)の利用に際し、契約者は以下の各号の全てを承諾するものとします。 ① ライセンスソフトにかかる著作権、特許権、商標権およびその他の知的財産権(以下総称して

		デルタ3・シリーズ Windows2003 コース セレクト・シリーズ)	<p>「知的財産権」といいます。)は、全てマイクロソフト、その関連会社および供給者(以下総称して「ライセンサー等」といいます。)に帰属し、契約者に対し何らの知的財産権も譲渡されるものではないこと。</p> <p>② 契約者はライセンスソフトの知的財産権にかかる表示を削除、変更または不明瞭化しないこと。</p> <p>③ 契約者はライセンスソフトの複製、改変または二次的派生物の作成を行わないこと。</p> <p>④ 契約者はライセンスソフトのリバース・エンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル等の一切の解析を行わないこと。</p> <p>⑤ 契約者はライセンスソフトを譲渡、レンタル、リース、貸与、頒布、または担保の用に供さないこと。</p> <p>⑥ ライセンサー等はライセンスソフトについて一切の保証をしないこと。</p> <p>⑦ ライセンサー等は契約者に対しライセンスソフトの製品サポートを提供しないこと。</p> <p>⑧ ライセンサー等はライセンスソフトの利用に関連し契約者または第三者が被った損害について、一切の賠償をしないこと。</p> <p>⑨ ライセンスソフトの提供のために必要となる範囲で、契約者情報をライセンサー等に開示する場合があること。</p> <p>⑩ ライセンスソフトには、フォールトトレランス機能(不具合に対して自動的に対応できる機能または性能)はなく、ライセンスソフトにエラーがないことや動作が中断されないことは保証されていないことから、ライセンスソフトに不具合が発生した場合に死亡、重大な人身損害または重大な物理的損害もしくは環境破壊につながるようなアプリケーションまたは環境においてライセンスソフトを使用することができないこと。</p> <p>⑪ 契約者が本項各号に違反した場合、マイクロソフトに対し直接的な法的責任を負うこと。</p>
--	--	--	---

附則

第1条 (発効期日)

本約款は、2006年1月17日に施行します。

第2条 (改定)

1. 2006年4月25日 一部改定
2. 2007年1月26日 一部改定
3. 2008年1月21日 一部改定
4. 2008年2月18日 一部改定

ただし、レンタルサーバサービス利用契約約款別記 3 への規定追加は 2008 年 2 月 26 日付施行。

5. 2008 年 4 月 23 日 一部改定
6. 2008 年 5 月 8 日 一部改定
7. 2008 年 5 月 27 日 一部改定
8. 2008 年 6 月 5 日 一部改定
9. 2008 年 6 月 26 日 一部改定
10. 2008 年 9 月 1 日 一部改定
11. 2008 年 12 月 1 日 一部改定
12. 2009 年 1 月 20 日 一部改定
13. 2009 年 7 月 1 日 一部改定
14. 2009 年 8 月 4 日 一部改定
15. 2009 年 10 月 22 日 一部改定
16. 2009 年 12 月 15 日 一部改定
17. 2010 年 11 月 1 日 一部改定
18. 2010 年 12 月 21 日 一部改定
19. 2011 年 1 月 25 日 一部改定
20. 2011 年 4 月 7 日 一部改定
21. 2011 年 8 月 18 日 一部改定